

春日那珂川水道企業団浄水施設運転管理業務委託契約約款

第1章 総則

(総則)

第1条 委託者及び受託者は、この約款（契約書を含む。以下同じ。）に定めるもののほか、契約図書等（仕様書、図書類等及び業務提案書（受託者が応募書類の一部として委託者に提出した、本件業務に関する提案が記載された書面のすべてをいう。）を含む。（以下同じ。））に基づき、日本国の法令を遵守し、本件業務を履行しなければならない。

(目的)

第2条 本契約は、水道事業の給水契約に基づく需要者に対し、安心して安全な水道水を安定して供給するため、委託者の水道事業をより効率よく、かつ安全に運転維持管理業務を実施することを目的とする。

2 対象施設の運転維持管理業務については、水道法（昭和32年法律第177号）第24条の3に規定される委託ではない法定外委託として契約し、受託者は本契約書上の責任を負うものとする。

(使用言語等)

第3条 本契約において用いる言語等は次の各号のとおりとする。

- (1) 本契約の履行に関して委託者及び受託者間で用いる言語は日本語とする。
- (2) 本契約は、日本国の法令に準拠するものとし、これにより解釈される。
- (3) 本契約に定める金銭の支払に用いる通貨は、日本円とする。
- (4) 本契約の履行に関して委託者及び受託者間で用いる計量単位は、特別の定めがある場合を除き、計量法（平成4年法律第51号）の定めるところによる。
- (5) 本契約における期間の定めについては、民法（明治29年法律第89号）及び商法（明治32年法律第48号）の定めるところによる。
- (6) 本契約の履行に関して委託者及び受託者間で用いる時刻は、日本標準時とする。

(関係法令の遵守)

第4条 受託者は、業務の履行にあたり、春日那珂川水道企業団給水条例（平成10年条例第4号）、水道法（昭和32年法律第177号）、水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）、労働基準法（昭和22年法律第49号）、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）、職業安定法（昭和22年法律第141号）、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律（昭和60年法律第88号）、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）、その他関係法令を遵守するとともに、善良な管理者の注意をもって、本件業務を実施するものとする。

(公共性及び民間事業の趣旨の尊重)

第5条 受託者は、対象施設が水道施設としての公共性を有することを十分理解し、本件業務の実施にあたっては、その趣旨を尊重するものとする。

- 2 委託者は、本件業務が民間事業者によって実施されることを十分理解し、その趣旨を尊重するものとする。

(指示等及び協議の書面主義)

第6条 本契約に定める指示、請求、通知、催告、報告、申出、承諾、質問、回答及び解除(以下「指示等」という。)は、書面により行わなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、緊急やむを得ない事情がある場合には、委託者及び受託者は、前項に規定する指示等を口頭で行うことができる。この場合において、委託者及び受託者は、既に行った指示等を書面に記載し、7日以内にこれを相手方に交付するものとする。
- 3 委託者及び受託者は、本契約の他の条項の規定に基づき協議を行うときは、当該協議の内容を書面に記録するものとする。

(規定の適用関係)

第7条 本契約、契約図書等の記載内容に矛盾又は相違がある場合は、本契約、仕様書及び図面類等、業務提案書の順に優先して適用されるものとする。

- 2 前項に規定する場合のほか、本契約に関連して授受される書類間で疑義が生じた場合は、委託者及び受託者の間において協議の上、かかる記載内容に関する事項を決定するものとする。
- 3 第1項の適用に当たって、仕様書及び図面類等と業務提案書の内容に矛盾又は相違がある場合は、業務提案書に記載された提案内容が仕様書及び図面類等に記載された内容を上回るとき(委託者及び受託者が業務提案書について確認した事項を含む。)は、業務提案書が優先して適用されるものとする。

(契約の保証)

第8条 委託者が求めたときは、受託者は、本契約の締結と同時に、次の各号のいずれかの保証を付さなければならない。

- (1) 契約保証金の納付
 - (2) 契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供
 - (3) 本契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払を保証する銀行又は委託者が確実と認める金融機関等の保証
 - (4) 本契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の保証
- 2 前項の保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額(第4項において「保証額」という。)は、契約金額の100分の10以上としなければならない。また、前項第1号の規定により納付された契約保証金は、本契約履行後に還付する。この場合、一切の利息は一切付さないものとする。

- 3 第1項の規定により、受託者が同項第2号又は第3号に掲げる保証を付したときは、当該保証は契約保証金に代わる担保の提供として行われたものとし、同項第4号に掲げる保証を付したときは、契約保証金の納付を免除する。
- 4 契約金額の変更があった場合には、保証額が変更後の契約金額の100分の10に達するまで、委託者は、保証額の増額を請求することができ、受託者は、保証額の減額を請求することができる。

第2章 業務

(本件業務の期間)

第9条 本件業務の契約期間は、契約締結日の翌日から令和9年3月31日までとする。

- 2 契約締結日の翌日から令和6年3月31日までの期間を業務準備期間とし、受託者は第14条に定める業務履行準備を行うものとする。

(本件業務の内容)

第10条 本件業務の内容、委託者及び受託者の責任分担や本業務に対し受託者が達成しなければならない水準等は、契約図書等に定めるとおりとする。

- 2 委託者は、その法的責任を果たすため必要と認めたときは、業務に関する指示を、受託者又は受託者の第18条に定める統括責任者に対して行うことができる。この場合において、受託者又は受託者の定める統括責任者は、当該指示に従い業務を実施しなければならない。
- 3 受託者は、本契約に定めがある場合又は前項の指示若しくは委託者との協議がある場合を除き、自らの裁量により決定し、業務を行うことができる。

(施設機能の確認及び使用)

第11条 委託者及び受託者は、業務開始前(第9条第1項に規定する業務準備期間をいう。)において、対象施設の性状、規格、機能、数量その他の内容について、双方立会いの上、確認するものとする。

- 2 本契約に従い受託者が調達する義務を負うものを除き、委託者は受託者による本件業務遂行にあたって必要な施設、機材、資材、駐車場、その他受託者が合理的に要求するものを無償で貸与し、又は支給する。また、委託者は、本件業務を安全かつ平穩に行うために必要な措置を講じるものとする。
- 3 委託者は、受託者の業務開始前の業務引継ぎ期間においても前項同様に必要な措置を講じるものとする。
- 4 受託者は、第2項の規定により貸与を受けた施設等について、善良なる管理者の注意をもって、これを使用し、又は保存し、若しくは保管しなければならない。

(業務貸与品等)

第12条 本件業務実施に際し、前条第2項の規定により委託者が無償で受託者に貸与

する物品（以下「貸与品等」という。）の品名、数量、引渡場所及び引渡時期は、別に定めるものとする。

- 2 前項の規定により委託者が受託者に貸与する貸与品等について、委託者は受託者に所有権を与えるものではない。
- 3 受託者は、貸与品等の引渡しを受けたときは、引渡しの日から14日以内に、委託者に借用書を提出しなければならない。
- 4 受託者は、貸与品等を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。
- 5 受託者は、本契約の規定により、業務の完了又は契約の解除若しくは変更等があった場合、本契約の履行に当たって必要がなくなった貸与品等を速やかに返還しなければならない。
- 6 受託者は、故意又は過失により貸与品等が滅失若しくは毀損し、又はその返還が不可能となったときは、委託者の指定した期間内に代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えて損害を賠償しなければならない。

（業務履行計画書等の作成）

第13条 受託者は、本契約の締結後速やかに、本契約及び契約図書等に基づき業務履行計画書を作成して委託者に提出しなければならない。

- 2 本契約の履行に関し、受託者から委託者に提出する書類は、委託者の指定するものを除き、第20条に規定する監督職員（以下「監督職員」という。）を経由するものとする。
- 3 前項の書類は、監督職員に提出された日に委託者に提出されたものとみなす。
- 4 受託者は、業務履行計画書に基づき本件業務を円滑に履行しなければならない。
- 5 委託者は、必要があると認めるときは、前項の業務履行計画書を受理した日から14日以内に、受託者に対し、その修正を求めることができる。
- 6 受託者は、第1項の規定より提出した業務履行計画書について、委託期間中の年度ごとに改訂の要否を検討し、改訂が必要な場合には、各年3月31日までに改訂版を作成し、委託者へ提出し、承認を得るものとする。

（業務履行準備）

第14条 受託者は、契約締結日の翌日から令和6年3月31日までの期間において、委託者が指定する者から前条に定める業務履行計画書に基づき、業務を適正に行うための引継ぎを受けなければならない。ただし、受託者がこの引継ぎを受けるにあたり必要な費用は、受託者の負担とする。

（提出書類）

第15条 本件業務に関し、受託者から委託者に提出する書類は、契約図書等のおりとする。

（受託者の負担する経費）

第16条 次の各号に掲げる経費は、受託者の負担とする。

- (1) 日常業務に必要な用具類、事務用品及び消耗品
 - (2) 本件業務の履行に要する車両及びその経費
 - (3) 携帯電話・電話（直通）・インターネット等の使用料
 - (4) 業務従事者の健康管理に要する経費
 - (5) 業務従事者の業務に必要な被服等に要する経費
 - (6) 業務省力化のために受託者が自ら用意する持込設備
 - (7) 業務習熟のために受託者が自ら配置する研修人員の人件費
 - (8) その他業務の履行に必要な経費
- 2 委託者は、その責に帰すべき事由による事業内容の変更等やその指示や債務不履行による増加費用を負担し、かかる変更により受託者に生じた損害を賠償する。

（再委託の届出）

- 第17条 受託者は、本件業務の一部の処理を第三者に委託又は請負わせる場合（当該第三者がさらに別の第三者に再委託又は下請させる場合を含む。）は、あらかじめ委託者へ届出を行い、その承諾を得なければならない。
- 2 受託者は、第三者へ委託した業務であっても、委託者への報告は、受託者自らが行うものとする。
 - 3 受託者は、委託先の業務履行に対し、すべての責任を負うものとする。

（統括責任者）

- 第18条 受託者は、本件業務の履行上の管理を行う統括責任者を定め、その氏名その他必要な事項を委託者に通知しなければならない。統括責任者を変更したときも、同様とする。
- 2 統括責任者は、契約図書等で定める要件を満たさなければならない。
 - 3 統括責任者は、本契約の履行に関し、本件業務の管理及び統括を行うほか、業務の履行に関する従業員を選任し、指揮、監督する。
 - 4 受託者は、前項の規定にかかわらず、あらかじめ、当該権限の内容を委託者に通知しなければならない。

（従事者）

- 第19条 受託者は、実行計画書に定める従事者を配置しなければならない。
- 2 受託者は、従事者を定めたときは、その氏名その他必要な事項を委託者に通知しなければならない。これを変更した場合も同様とする。

（監督職員）

- 第20条 委託者は、本件業務の監督及び受託者との連絡・協議にあたらせるため、監督職員を定めるものとする。
- 2 委託者は、前項により監督職員を定めたときは、その職名その他必要な事項を受託者に通知しなければならない。これを変更した場合も同様とする。
 - 3 監督職員は、次の各号に掲げる権限を有する。

- (1) 本件業務契約の内容に関する受託者の確認の申出又は質問に対する指示及び回答
 - (2) 本件業務契約の履行に関する受託者との協議又は指示
 - (3) 受託者の業務責任者、主任技術者及び従事者が適当でないと認める場合の交替要求
- 4 第3項第1号の規定に基づく監督職員の指示及び回答は、原則として、書面により行われるものとする。
 - 5 本契約に定める書面の提出及び受領は、監督職員により行われるものとする。

(性能保証)

- 第21条 受託者は、委託者に対し、履行期間を通じ契約図書等に定める供給水量、水質及びその他の性能を保証するものとする。
- 2 委託者は、受託者に対し契約図書等に定める供給水量及び水質を確保するために必要な措置を講じることを保証するものとする。

(事故発生の通知)

- 第22条 受託者は、本件業務期間(履行期間及び業務開始前の業務引継ぎ期間を指す。以下同じ。)中に本件業務の履行に際し事故が生じたときは、直ちに委託者に連絡するとともに、遅滞なくその状況を書面により委託者に報告しなければならない。

(水質異常に対する措置)

- 第23条 浄水場の浄水水質(以下「浄水水質」という。)が契約図書等に定める目標水準を満たさないときは、受託者は、当該水準を満たすよう速やかな対応を図るとともに、委託者にその状況を報告するものとする。
- 2 浄水水質が水道法に定める水質基準を満たさないとき又はそのおそれがあるときは、受託者は直ちにその旨を委託者に報告し、その対応を協議しなければならない。
 - 3 前二項の規定により、第三者に損害が生じるおそれがある場合は、委託者及び受託者は、次条の規定により損害の防止に努めるものとする。

(協働の措置)

- 第24条 前条の規定による第三者への影響を最小限に止めるため、委託者及び受託者は協働して必要な措置を講ずるものとし、委託者は、最大限の誠意と努力をもって、受託者に協力しなければならない。

(臨機の措置)

- 第25条 受託者は、災害防止等のため必要があると認めるときは、あらかじめ委託者の承諾を得て臨機の措置を講じなければならない。ただし、緊急やむを得ない事情があるときは、委託者の承諾を得なくても臨機の措置を講ずることができる。
- 2 前項ただし書の場合において、受託者は、自らが講じた措置の内容を委託者に対し直ちに通知しなければならない。

- 3 委託者は、災害防止等を行う上で特に必要があると認めるときは、受託者に対して臨機の措置を講じることを請求することができる。
- 4 受託者が第1項又は前項の規定により臨機の措置を講じた場合において、当該措置に要した費用のうち、受託者の責に帰すべき事由により臨機の措置が必要となったもの及び本件業務の性質上通常予測できる理由により臨機の措置がとられたものについては、受託者がこれを負担するものとし、それ以外の理由により臨機の措置がとられた場合の費用は、委託者が負担するものとする。

(電力・資材等の調達)

- 第26条 受託者は、契約図書等において委託者が調達するものと指定したものを除き、自己の責任と費用により本件業務期間中において、本件業務の実施に必要な電力その他の燃料等を調達しなければならない。
- 2 第12条の規定により委託者から受託者に貸与されるものを除き、受託者は、自己の責任と費用により、本件業務の実施に必要な消耗品、資機材、事務備品その他の物品を調達しなければならない。

第3章 モニタリング

(履行報告)

- 第27条 受託者は、契約図書等に定めるところにより、契約の履行について委託者に報告しなければならない。
- 2 受託者は、前項に定める履行報告について、月に1回、業務実施済確認願及び業務報告書を監督員が指定する日までに委託者へ提出しなければならない。

(業務実施済確認)

- 第28条 委託者は、前条に基づく履行報告を受けたときは、業務実施済確認願及び業務報告書を受理した日から10日以内に、業務の完了を確認するための検査を行わなければならない。この場合において、委託者は、当該検査に合格したときは、その旨を受託者に通知しなければならない。
- 2 検査に要する費用は、すべて受託者の負担とする。
 - 3 受託者は、第1項の検査に合格しないときは、遅滞なく当該業務の補正を行い、委託者の検査を受けなければならない。この場合、前2項の規定を適用する。

(業務記録の作成)

- 第29条 受託者は、契約の履行に関連する記録等を作成、整理し、常時、本件施設に備えなければならない。
- 2 受託者は、契約図書等の定めるところにより、契約の履行に関する記録等を作成し、委託者が要求する記録等の写しを提出する。

(業務委託料の支払)

第30条 受託者は、第28条第1項の検査に合格したときは、業務委託料の支払を請求することができる。

- 2 各月の業務委託料の請求額は、頭書に定める業務委託料を履行期間の月数で除した額とし、千円未満の端数が生じた場合は、履行期間最終月に調整し、支払うものとする。
- 3 委託者は、前項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から30日以内に業務委託料を支払わなければならない。
- 4 委託者がその責めに帰すべき事由により第28条第1項の期間内に検査をしないときは、その期限を経過した日から検査をした日までの期間の日数は、前項の期間（以下「約定期間」という。）の日数から差し引くものとする。この場合において、その遅延日数が約定期間の日数を超えるときは、約定期間は、遅延日数が約定期間の日数を超えた日において満了したものとみなす。

(モニタリング)

第31条 委託者は、本業務の要求水準を確保するため、第28条に定める検査のほかに、本業務の実施状況について検査しなければならない。

- 2 前項の検査は、年2回実施し、必要に応じて追加実施及び第三者による検査を行うものとする。この場合において、委託者若しくは第三者は、当該検査に合格したときは、その旨を書面により受託者に通知しなければならない。
- 3 委託者が必要と認めたときは、受託者に対して事前に通知することなく、現地調査により、本業務の実施状況を検査することができる。
- 4 本条に規定する検査を実施するときは、受託者は、本業務の実施状況を説明し、又は説明資料等を提出するなど委託者に協力しなければならない。

(改善通告)

第32条 前条による検査の結果、業務履行計画書又は契約図書等に定める水準の未達が発見された場合には、委託者は受託者に対し、未達部分を明らかにし、その是正のため、改善措置をとることを文書で通告するものとする。

- 2 受託者は、前項の通告を受けたときには、当該通告を受領した日から10日以内に、改善方法及び期日等の改善計画を定めた改善計画書を委託者に提出するとともに、その実施状況を報告しなければならない。
- 3 委託者は、前項の改善計画書の内容が不十分であると認めるときは、受託者に対して理由を明らかにしたうえで、当該改善計画書の修正を求めることができる。
- 4 第2項の改善計画の実施状況を確認した結果、期日までに当該サービス水準の是正がなされなかった場合は、委託者は受託者に対して、当該改善計画書を変更し、再提出するよう通告するものとする。
- 5 措置に係る一切の費用は、受託者がこれを負担する。

(委託料の減額等)

- 第33条 前条に基づき、変更し、再提出した改善計画書に定める期日までに当該水準の未達が是正されないときは、委託者は受託者に対し、事前に書面により通知したうえで、その是正が完了するまでの間、委託料の減額又は支払を停止することができる。
- 2 前項の措置を行う場合には、委託者は受託者に対し、弁明の機会を与えなければならない。
- 3 第1項に定める水準の未達が是正されたときは、委託者は、同項に基づき支払を停止していた委託料を、速やかに受託者に支払うものとする。この場合において、支払を停止していた期間に係る利息は一切付さないものとする。

(統括責任者等に対する措置要求)

- 第34条 委託者は、統括責任者その他の従事者がその職務の執行につき著しく不相当と認められるときは、受託者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるよう求めることができる。
- 2 受託者は前項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項への対応について決定し、その結果を、請求を受けた日から10日以内に書面により委託者に通知しなければならない。
- 3 受託者は、監督職員がその職務の執行につき著しく不相当と認められるときは、委託者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを求めることができる。
- 4 委託者は、前項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項への対応について決定し、その結果を書面により受託者に通知しなければならない。

(記録の保存)

- 第35条 受託者は、本件業務の実施にあたり作成する各報告書及びその他受託者が要求水準書等に基づき作成する書類、図面等の図書につき、履行期間終了時まで保管し、履行期間終了時(履行期間の満了の日よりも前に本契約が解除その他の理由により終了した場合には当該終了のとき)に委託者にこれを全て引き渡すものとする。

第4章 修繕工事及び施設の更新

(修繕及び定期更新工事)

- 第36条 受託者は、本件業務期間内において、対象施設の故障又は修繕若しくは定期更新を行う必要が生じたときは、速やかに委託者に報告の上その対応を協議する。

(既設施設更新の請求)

- 第37条 既設施設を修繕してもなお、その機能が維持できないとき、若しくはその見込みがないとき、又は既設施設の機能を維持しようとするのが著しく不合理であると認められるときは、受託者は委託者に対しその旨を報告し、既設施設の更新を請求

することができる。

- 2 前項の請求があったときは、委託者は、速やかに既設施設の現況を調査して更新の是非を判断し、その内容を受託者に通知しなければならない。
- 3 委託者は、前項の判断をするにあたり、受託者の業務遂行上及び安全管理上の要請を十分配慮しなければならない。
- 4 第1項の請求があったにもかかわらず、委託者が必要な施設の更新を行わなかったため、受託者又は第三者に損害が生じた場合には、委託者はその損害を賠償する責を負う。ただし、受託者に故意又は過失がある場合には、委託者は、その程度に応じて、受託者に対する賠償の一部を控除し、又は第三者に対して委託者が賠償した金額の一部を受託者に求償することができる。

(施設改良等)

- 第38条 本件業務を効果的に実施するため、受託者は、委託者の承諾を受けて、自己の責任と費用により、対象施設の一部について必要な変更又は改良を行うことができる。
- 2 本件業務を効果的に実施するため、受託者は、委託者の承諾を受けて、自己の責任と費用により、コンピューターシステムの導入等、対象施設内に必要な設備を設置することができる。
 - 3 前項の設備を設置する場合、受託者は必要最小限の範囲で、自己の責任と費用により、対象施設に変更を加えることができる。この場合において、受託者は、当該変更の内容について事前に委託者に通知し、その承諾を得なければならない。
 - 4 本契約が終了したときは、受託者は、自己の責任と費用により、速やかに前項に基づき変更又は改良した施設を原形に復し、又は設置した設備を撤去する。ただし、委託者が受託者に対し別段の指示を行った場合はこの限りでない。

第5章 損害賠償及び費用の負担等

(一般的損害)

- 第39条 本業務の履行において生じた損害その他業務を行うにつき生じた損害(次条第1項、第2項に規定する損害を除く。以下本条において「業務履行に係る損害」という。)については、受託者が負担する。ただし、委託者の責に帰すべき事由により生じた業務履行に係る損害(契約図書等に定めるところにより付された保険によりてん補された部分を除く。)については、委託者が負担する。

(第三者に及ぼした損害)

- 第40条 本業務を行うにつき第三者に及ぼした損害について、当該第三者に対して損害の賠償を行わなければならないときは、受託者がその賠償額を負担する。
- 2 前項の規定にかかわらず、同項の規定する賠償額(契約図書等に定めるところにより付された保険によりてん補された部分を除く。)のうち、委託者の指示、貸与

品等の性状その他委託者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、委託者がその賠償額を負担する。ただし、受託者が、委託者の指示又は貸与品等が不適當であること等委託者の責めに帰すべき事由があることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。

- 3 前2項の場合その他委託業務を行うにつき第三者との間に紛争を生じた場合においては、委託者及び受託者は協力してその処理解決に当たるものとする。

(不可抗力による損害)

第41条 暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他の自然的又は人為的な事象であつて、委託者及び受託者双方の責に帰すことができないもの(ただし、契約図書等で基準を定めたものにあつては、その基準を超えるものに限る。以下「不可抗力」という。)により、本契約に従つて本件業務を実施することができなくなったとき、実施が著しく困難になったとき、又は当該実施のために追加費用が発生するときは、受託者は、その内容の詳細を記載した書面をもって直ちに委託者に通知しなければならない。

- 2 委託者及び受託者は、前項の規定により本契約の履行不能又は追加費用の発生が確認されたときは、損害を最小限度のものとするよう努力しなければならない。
- 3 委託者は、前項の規定による通知を受けたときは、直ちに調査を行い、前項の損害(受託者が善良な管理者の注意義務を怠つたことに基づくもの及び契約図書等に定めるところにより付された保険によりてん補された部分を除く。以下本条において同じ。)の状況を確認し、その結果を受託者に通知しなければならない。
- 4 受託者は、前項の規定により損害の状況が確認されたときは、損害による費用の負担を委託者に請求することができる。
- 5 委託者は、前項の規定により受託者から損害による費用の負担の請求があつたときは、委託者及び受託者は協議のうえで支払うものとする。

(法令変更に伴う通知の付与)

第42条 本契約締結日以降に法令が変更されたことにより、契約に従つて委託業務を実施することができなくなったとき、実施が著しく困難になったとき、又は当該実施のために追加費用が発生するときは、受託者はその内容の詳細を記載した書面をもって直ちに委託者に通知する。

(法令変更に伴う協議及び追加費用の負担)

第43条 委託者は、前条の通知を受けた場合、法令変更に対応するため、速やかに契約の変更及び追加費用の負担等について、受託者と協議する。

(物価の変動に基づく委託料の変更)

第44条 予期することのできない特別な事情により履行期間内に日本国内において急激なインフレーション又はデフレーションを生じ、委託料の額が著しく不適當となつたときは、委託者又は受託者は、年度途中においても委託料の額の変更を請求する

ことができる。

(条件変更等)

第45条 受託者は、本業務の履行に当たり、次の各号のいずれかに該当する事実を発見したときは、その旨を直ちに監督員に通知し、その確認を請求しなければならない。

- (1) 契約図書等に誤謬又は脱漏があること
 - (2) 契約図書等の表示が明確でないこと
 - (3) 履行上の制約について、契約図書等に示された自然的又は人為的な履行条件が実際と相違すること
 - (4) 契約図書等に明示されていない履行条件について予期することのできない特別の状態が生じたこと
- 2 監督員は、前項の規定による確認を請求されたとき又は自ら前項各号に掲げる事実を発見したときは、受託者の立会いの上、直ちに調査を行わなければならない。ただし、受託者が立会いに応じない場合には、受託者の立会いを得ずに行うことができる。
- 3 委託者は、調査の結果（これに対してとるべき措置を指示する必要があるときは、当該指示を含む。）をとりまとめ、調査の終了後速やかに、その結果を受託者に通知しなければならない。
- 4 前項の調査の結果において第1項の事実が確認された場合において、必要があると認められるときは、委託者は、契約図書等の訂正又は変更を行わなければならない。
- 5 前項の規定により契約図書等の訂正又は変更が行われた場合において、委託者は、必要があると認められるときは履行期間若しくは業務委託料を変更し、又は受託者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(契約図書等の変更)

第46条 委託者は、必要があると認めるときは、契約図書等の変更内容を受託者に通知して、契約図書等を変更することができる。この場合において、委託者は、必要があると認めるときは履行期間若しくは業務委託料を変更し、又は受託者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

第6章 契約の終了

(本件業務終了に伴う業務引継)

第47条 受託者は、本件業務が終了し又は本契約が解除されたときは、委託者の指定する者に本件業務に関する引継（以下「本件業務引継」という。）を行うものとする。

ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

- (1) 引継の必要がない事由を受託者が書面で委託者に提出し、これを委託者が認めた場合。
 - (2) 委託者が、引継の必要がないと認めた場合。
- 2 受託者は、委託者と協議し決定した内容に従い、必要資料の提出及び技術指導を委

託者の指定する者に対し実施するものとする。

- 3 委託者は、本件業務引継にあたり、必要に応じて、受託者及び委託者の指定する者との調整を行うものとする。

(委託者の催告・通知による解除権)

第48条 委託者は、受託者が次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、本契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における本契約による債務の不履行が、本契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

(1) その責めに帰すべき事由により履行期間内に本契約の履行を完了しないとき又は履行期間経過後相当の期間内に本契約の履行を完了する見込みが明らかでないとき。

(2) 前各号に掲げる場合のほか、本契約に違反したとき。

- 2 委託者は、本件業務の実施の必要がなくなったと認める場合には、60日以上前に受託者に通知することにより、本契約の全部又は一部を解除することができる。

(委託者の催告によらない解除権)

第49条 委託者は、受託者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちに本契約を解除することができる。

(1) 第59条の規定に違反して契約代金債権を譲渡したとき。

(2) 本契約の履行を完了させることができないことが明らかであるとき。

(3) 受託者が本契約の履行の完了の債務の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。

(4) 受託者の債務の一部の履行が不能である場合又は受託者がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。

(5) 本業務の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受託者が履行をしないでその時期を経過したとき。

(6) 前各号に掲げる場合のほか、受託者がその債務の履行をせず、委託者が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。

(7) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この条において同じ。）又は暴力団員（同法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下この条において同じ。）が経営に実質的に関与していると認められる者に契約代金債権を譲渡したとき。

(8) 第53条又は第54条の規定によらないで本契約の解除を申し出たとき。

(9) 受託者（受託者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この号において同じ。）が次のいずれかに該当するとき。

ア 役員等（受託者が個人である場合には、その者を、受託者が法人である場合に

- はその役員又はその支店若しくは常時当該業務等の契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。)が暴力団員であると認められるとき。
- イ 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
 - ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
 - エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
 - オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
 - カ 下請契約その他の契約に当たり、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
 - キ 受託者がアからオまでのいずれかに該当する者を下請契約その他の契約の相手方としていた場合(カに該当する場合を除く。)に委託者が受託者に対して当該契約の解除を求め、受託者がこれに従わなかったとき。

(委託者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)

第50条 第48条各号又は第49条各号に定める場合が委託者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、委託者は、契約の解除をすることができない。

(談合その他不正行為による委託者の解除権)

第51条 委託者は、本契約に関し、受託者(受託者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者をいう。以下この条において同じ。)が次の各号のいずれかに該当したときは、直ちに本契約を解除することができる。

- (1) 受託者に違反行為があったとして、公正取引委員会が行った私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第7条第1項若しくは第2項(同法第8条の2第2項及び第20条第2項において準用する場合を含む。)、第8条の2第1項若しくは第3項、第17条の2又は第20条第1項の規定による排除措置命令を受けたとき。
- (2) 受託者に違反行為があったとして、公正取引委員会が行った独占禁止法第7条の2第1項(同条第2項及び同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。)の規定による課徴金の納付命令を受けたとき、又は第7条の2第1項の規定により課徴金を納付すべき事業者が、同条第10項の規定により納付命令を受けなかったとき。
- (3) 受託者(受託者が法人の場合にあっては、その役員又はその使用人)の刑法(明治40年法律第45号)第96条の6若しくは同法第198条又は独占禁止法第89条第1項の規定による刑が確定したとき。
- (4) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第2項第2号に該当すると認められたとき。

(談合等の不正行為に係る損害の賠償)

第52条 本契約に関し、受託者（共同企業体の場合にあつては、その構成員）が、次の各号のいずれかに該当したときは、受託者は、委託者の請求に基づき、本契約の業務委託料（本契約締結後、業務委託料の変更があつた場合は、変更後の業務委託料）の100分の10に相当する額を賠償金として委託者の指定する期間内に支払わなければならない。

- (1) 本契約に関し、受託者が独占禁止法第3条の規定に違反し、又は受託者が構成事業者である事業者団体が同法第8条第1項第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が受託者に対し、同法第7条の2第1項又は第8条の3に基づく課徴金の納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。
 - (2) 本契約に関し、受託者（法人の場合にあつては、その役員又はその使用人）の独占禁止法第89条第1項に規定する刑が確定したとき。
 - (3) 本契約に関し、受託者（法人の場合にあつては、その役員又はその使用人）の刑法（明治40年法律第45号）第96条の3に規定する刑が確定したとき
- 2 前項の規定は、委託者に生じた損害額が前項に規定する損害額を超える場合は、委託者がその超過分について賠償を請求することを妨げるものではない。
- 3 受託者が前2項の賠償金を委託者の指定する期間内に支払わないときは、受託者は、当該期間を経過した日から支払をする日までの日数に応じ、基準率を乗じて計算した額の遅延利息を委託者に支払わなければならない。ただし、遅延利息の総額が100円に満たないときは全額を、100円未満の端数があるときはその端数を切り捨てるものとする。

(受託者の催告による解除権)

第53条 受託者は、委託者が本契約に違反したときは、相当の期間を定めてその履行の催促をし、その期間内に履行がないときは、本契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における本契約による債務の不履行が本契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

(受託者の催告によらない解除権)

- 第54条 受託者は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちに本契約を解除することができる。
- (1) 第46条の規定により本件業務の内容を変更したため、契約金額が3分の2以上減少したとき。
 - (2) 第46条の規定により本件業務の内容を変更したことにより、本件業務を一時的に中止する期間が、連続して6月を超えたとき。

(受託者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)

第55条 第53条又は前条各号に定める場合が受託者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、受託者は、前2条の規定による契約の解除をすることができない。

(履行期間終了時の施設確認)

第56条 本契約が終了したときは、契約図書等で示した性能を発揮できる機能の確認について第11条第1項を準用する。

- 2 前項の確認の結果、施設の内容に相違があるときは、受託者は、自己の責任と費用により必要な修繕、取替え又はこれに代わる金銭の支払等の必要な措置を講じなければならない。ただし、その相違が通常の使用による損耗の場合、不可抗力による場合及び委託者の指示に基づくものである場合は、この限りでない。

(改良施設の撤去)

第57条 本契約が終了したとき、受託者は第38条に基づき変更又は改良した施設を、自己の責任と費用により、速やかに原状に復し、又は設置した設備を撤去しなければならない。ただし、委託者が受託者に対し、別段の指示を行った場合は、この限りでない。委託者の別段の指示に基づき受託者が本項に基づく原状回復及び撤去義務を免れる場合も、受託者は、その事由、名目の如何にかかわらず、委託者に対して、変更又は改良した施設に関連して支出した必要費若しくは有益費の償還請求、設置した設備や造作の買取請求その他の請求を行うことはできないものとする。

- 2 前項の場合において、受託者が正当な理由なく、相当の期間内に委託者の指示に従って当該物件について処置をしないときは、委託者は、受託者に代わって当該物件を処分することができる。この場合においては、受託者は、委託者の処分について異議を申し出ることができず、また、委託者が当該物件の処分に要した費用を負担しなければならない。

第7章 補則

(専属的管轄裁判所)

第58条 本契約に係る一切の当事者間の紛争については、頭書の業務場所を管轄する地方裁判所をもって合意による専属的管轄裁判所とする。

(権利義務の譲渡等)

第59条 受託者は、本契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ、委託者の承諾を得た場合は、この限りでない

- 2 受託者は、本業務を行う上で得られた記録等を第三者に譲渡し、貸与し、又は質権その他の担保の目的に供してはならない。ただし、あらかじめ、委託者の承諾を得た場合は、この限りでない。

(遅延利息)

第60条 受託者は、受託者が本契約に基づく賠償金、損害金又は違約金を委託者の指定する期間内に支払わないときは、委託者に対し、その支払わない額に委託者の指定

する期間を経過した日から支払の日まで遅延日数に応じ支払遅延防止法の率で計算して得た額の利息を付した額を支払う。

(相殺)

第61条 委託者及び受託者は、相手方より支払いを受けるべき金銭債権を有するときは、いつでも相手方の自己に対する金銭債権と対当額にて相殺することができる。

(保険)

第62条 受託者は、契約期間中、自己の責任と費用により、第三者を対象とした水道賠償責任保険、その他必要な保険を付保するものとする。

2 受託者が加入する保険は、全て業務開始日以前に契約し、その保険証書の写しを委託者に提出する。

3 委託者が所有又は管理する施設に関する保険、火災保険等は、委託者が付保するものとする。

(秘密保持と情報開示)

第63条 委託者及び受託者は、本件業務の遂行上において知り得た情報を、第三者に対し開示し、又は漏らしてはならない。ただし、以下の各号のいずれかに該当する情報は、この限りでない。

(1) 相手方から開示を受けたとき、既に公知となっている情報

(2) 相手方から開示を受けた後、受領者の責によることなく公知となった情報

(3) 第三者から適法に入手した情報

(4) 相手方から開示を受けたとき、既に適法に保有していた情報

(5) 委託者及び受託者が、本契約に基づく秘密保持義務の対象としないことを書面により合意した情報

2 前項の規定は、本契約の締結の日から契約解除又は終了後5年間存続する。

3 委託者及び受託者は、前項に規定する義務を履行するため、必要な措置を講ずるものとする。

4 第1項の定めにかかわらず、委託者及び受託者は、次の各号に掲げる場合には、相手方の承諾を要することなく、相手方に対する事前の通知を行うことにより、第1項に掲げる情報を開示することができる。ただし、相手方に対する事前の通知を行うことが、権限ある関係当局による犯罪捜査等への支障を来たす場合は、かかる事前の通知を行うことを要さない。

(1) 弁護士、公認会計士、税理士及び国家公務員等の法令上の守秘義務を負担する者に開示する場合

(2) 法令等に従い開示が要求される場合

(3) 権限ある官公署の命令に従う場合

(4) 委託者及び受託者につき守秘義務契約を締結した委託者のアドバイザー及び本件業務に関する受託者の下請企業又は受託者に開示する場合

(5) 委託者が議会に開示する場合

(6) 委託者が、運転維持管理業務を受託者以外の第三者に委託する場合において当該第三者に開示するとき、本件業務に関連する業務の受託者に対して開示するとき又はこれらの第三者を選定する手続において特定若しくは不特定の者に開示する場合

(許認可、届出等)

第64条 本件業務に関する契約上の義務を履行するために必要な許認可は、委託者及び受託者による協議の上で取得するものとする。

2 前項に規定する許認可の取得、届出等に必要な資料の提出その他については、委託者及び受託者は協力するものとする。

(著作物の使用等)

第65条 委託者及び受託者は、委託業務の実施にあたって使用する著作物の著作権は当事者に帰属するものとし、当事者が事前に承諾した場合には、当該著作物を利用することができる。使用する著作物に際し、その使用料の支払いは免除される。

(産業財産権の保持)

第66条 本業務の実施に関連して受託者が開発した全ての手法、技術、ノウハウ、発明及びその他産業財産権は、受託者が保持する。

2 委託者は、契約期間中において前項の産業財産を使用することができる。ただし、これらの権利を売却し、他人に使用させ、又は譲渡してはならない。

3 契約終了又は解除した場合、受託者が本業務に使用するために開発した技術（ソフトウェア、ハードウェア等）の使用権は、受託者が保持する。

(知的財産権の帰属)

第67条 委託者及び受託者は、本件業務の過程で作成された文書その他の成果物（以下「本件成果物」という。）に係る著作権の帰属に関しては、次の各号の定めるところによるものとする。

(1) 本件業務で、委託者のために新規に作成された本件成果物の著作権は、受託者に帰属するものとする。ただし、委託者はこれを無償で、かつ、無期限に任意の方法で独占的に利用すること（加工することを含む。）ができるものとし、受託者はこれを異議なく許諾する。その利用の権利は、本契約の終了後も存続するものとする。また受託者は、自ら又は著作者をして、本件成果物に係る権利を第三者に譲渡し、若しくは継承し、又は譲渡させ、若しくは継承させてはならない。

(2) 前号の規定にかかわらず、委託者又は受託者が従前から有している既存の著作物の著作権で、本件成果物に利用されているものは、当該委託者又は受託者に帰属するものとする。なお、従前から受託者に帰属する著作物については、受託者は、委託者に対し著作権法（昭和45年法律第48号）に基づく利用を無償で、かつ、無期限で許諾するものとする。ただし、委託者は、受託者の承諾を得ずに当該著作物を利用する権利を第三者に譲渡してはならない。

(第三者の権利侵害)

第68条 受託者は、本件業務の実施にあたり、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利及びその他一切の権利に抵触しないようにするとともに、当該権利に抵触し又は抵触するおそれのある場合には、直ちにその旨を委託者に通知し、受託者の責任と費用負担でその問題を解決するものとする。ただし、当該問題が委託者の責に帰すべき事由に起因する場合は、この限りでない。

2 受託者は、本契約に基づいて作成される報告書その他の文書及び委託者に開示する情報について、第三者が保有する営業秘密に該当しないものであることを保証する。

(公租公課)

第69条 本契約に関して生じる公租公課は、すべて受託者の負担とする。ただし別段の定めがある場合を除く。

(瑕疵担保)

第70条 委託者は、契約期間終了の日から1年経過までの間に、受託者の業務の瑕疵に起因して委託業務の対象施設の内容に損害が発生した場合、受託者に対して当該瑕疵の補修を請求することができる。

(リスクとその責任分担)

第71条 委託者及び受託者が委託業務の履行に伴い、発生が予測されるリスクとその責任分担については、契約図書等に定める「リスク分担表」によるものとする。

(紛争の解決)

第72条 本約款の各条項において委託者及び受託者により協議して定めるものにつき、協議が整わかったときに委託者が定めたものに受託者が不服のある場合、又はその他契約に関して委託者及び受託者間に紛争が生じた場合には、委託者及び受託者は協議のうえ調停人1名を選任し、当該調停人のあっせん又は調停によりその解決を図る。この場合において、紛争の処理に要する費用については、委託者及び受託者により協議して特別の定めをしたものを除き、調停人の選任に係るものは委託者及び受託者が折半し、その他のものは委託者及び受託者がそれぞれ負担する。

2 前項の規定にかかわらず、統括責任者の業務の実施に関する紛争、受託者の使用人又は受託者から業務を委任され若しくは請け負った者の業務の実施に関する紛争及び監督職員の職務の執行に関する紛争については、第34条第2項の規定により受託者が決定を行った後若しくは同条第4項の規定により委託者が決定を行った後若しくは委託者又は受託者が決定を行わずに同条第2項又は第4項の期間が経過した後でなければ、委託者及び受託者は、第1項のあっせん又は調停の手續を請求することができない。

3 第1項の規定にかかわらず、委託者又は受託者は、必要があると認めるときは同項

に規定する紛争解決の手続き前又は手続中であっても同項の紛争について、民事訴訟法（平成8年法律第109号）に基づく訴えの提起又は民事調停法（昭和26年法律第222号）に基づく調停の申立てを行うことができる。

（賠償の予定）

第73条 受託者は、第51条各号のいずれかに該当するときは、委託者が契約を解除するか否かを問わず、賠償金として、契約金額の100分の20に相当する額を支払わなければならない。業務が完了した後も同様とする。ただし、同条第1号から第3号までのうち、その対象となる行為が、独占禁止法第2条第9項第3号で規定する不当廉売の場合を除く。

2 前項の場合において、受託者が共同企業体であり、既に解散されているときは、委託者は、受託者の代表者であった者又は構成員であった者に賠償金の支払いを請求することができる。この場合においては、受託者の代表者であった者及び構成員であった者は、共同連帯して同項に規定する額を委託者に支払わなければならない。

3 第1項の規定は、委託者に生じた実際の損害額が同項に定める額を超える場合において、委託者が当該超える額を併せて請求することを妨げるものではない。

（疑義等の決定）

第74条 本契約に定めのない事項又は本契約について疑義を生じた場合は、必要に応じて委託者及び受託者が協議して定める。